

## 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い

### (目的)

第1条 この規則は、商品取引債務引受業に関する業務方法書(以下「業務方法書」という。)に基づき当社が定める事項及び業務方法書の運用にあたり必要な事項について規定する。

### (商品取引清算資格の取得申請)

第2条 業務方法書第6条第1項に規定する商品取引清算資格の取得申請は、商品取引清算資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の商品取引清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 取得しようとする商品取引清算資格の種類、自社清算資格又は他社清算資格の別
- (2) 商号又は名称(英文の商号又は名称を含む。)
- (3) 本店又は主たる事務所の所在地
- (4) 代表者名
- (5) 商品取引清算資格の取得申請理由

2 前項の商品取引清算資格取得申請書には、当社が必要と認める書類を添付しなければならない。

### (親会社等保証に関する書面)

第3条 業務方法書第6条第2項及び同第12条に規定する当社が定める様式は、別紙様式1の様式とする。

### (商品取引清算資格の取得手続)

第4条 業務方法書第8条第1項に規定する商品取引清算資格の取得手続は、清算資格取得手数料の納入その他当社が必要と認める手続とする。

2 前項に規定する清算資格取得手数料は、取得する商品取引清算資格の種類ごとに100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。ただし、業務方法書及び証券取引等清算業務に関して定める業務方法書に規定する複数の種類の清算資格を同時に取得する場合にあっては、その数にかかわらず100万円とし、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

### (届出事項)

第5条 業務方法書第14条、同第15条、同第19条、同第44条及び同第45条に規定する当社への届出は、当社が指定するときまでに、所定の様式に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

### (審問に関する手続)

第6条 業務方法書第16条第2項の審問の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当社は、あらかじめ審問の事項及び期日をその対象とする清算参加者に対して通知するものとする。

- (2) 当該清算参加者は、審問の際に陳述を行うことができるものとし、当社は審問の事項、陳述内容その他の事項について記録を作成するものとする。

(報告事項)

第7条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき
- (2) 商品先物取引業者にあっては商品先物取引業を、商品先物取引業者以外の者にあっては商品先物取引に関連する業務を休止し、又は再開したとき
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)を行ったとき若しくは清算開始となったとき又はこれらの事実(外国の法令上これらに相当する事実を含む。)を知ったとき
- (4) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき
- (5) 商品先物取引業者の許可(許可の更新を含む)を受けられることとなったとき、又は許可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき
- (6) 総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。
- (7) 大株主上位10名(自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。)に関し変更があったとき
- (8) 役員が他の会社その他の法人の役員に就任又は退任したとき
- (9) 商品先物取引業者のうち法第211条第1項の規定により純資産額規制比率を適用される商品先物取引業者にあっては、純資産額規制比率が140パーセントを下回ったとき(他社清算参加者である場合は、純資産額規制比率が200パーセントを下回ったとき)その他の法又は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に定める財務に関する基準に抵触し、監督官庁に届け出たとき
- (10) 法、金融商品取引法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき
- (11) 前号に規定する処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。
- (12) 商品取引所(法第2条第4項の商品取引所をいう。以下同じ。)、金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所(以下「金融商品取引所」という。)若しくは金融商品取引清算機関(以下「金融商品取引清算機関」という。)、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき指定された卸電力取引所(以下「卸電力取引所」という。)

又はこれらに相当する外国の取引所等から処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき

- (13) 清算参加者の役員が法第 15 条第 2 項第 1 号イからルまでのいずれかに該当したとき
  - (14) 民事事件に係る訴え(訴訟の目的の価額が 3 億円未満のものを除く。)を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき(上訴の場合を含む。)又は民事調停法による調停(調停を求める事項の価額が 3 億円未満のものを除く。)を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。
  - (15) 当該清算参加者を指定清算参加者として指定している非清算参加者が決済を履行しない場合又はそのおそれのある状態となったとき
  - (16) 資本金の額若しくは出資の総額(相互会社にあっては、基金(基金償却積立金を含む。)の総額)が 3 億円を下回ることとなったとき又は純資産額が 10 億円(他社清算参加者である場合は 200 億円)を下回ることとなったとき
  - (17) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分その他の保全処分をうけたとき
  - (18) 犯罪嫌疑のため起訴されたとき(役員を含む。)
  - (19) 当社が定める関係会社に関する報告書を作成したとき
  - (20) 事業報告書を作成したとき(会計監査人設置会社にあっては、事業報告書に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書が添付されたもの。)
  - (21) 当社が定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき
  - (22) 商品先物取引業者にあっては、月次報告書(商品先物取引法施行規則(平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「省令」という。)に様式第 12 号として規定する書類をいう。)を作成したとき
  - (23) 非清算参加者との間で商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務の履行の確実性の観点から清算受託契約を解約することができる旨の条件を定めたとき又は変更したとき
  - (24) 事業年度の末日の変更があったとき
  - (25) 指定市場開設者に建玉の移管に関する届出を行ったとき
- 2 前項第 19 号に定める関係会社に関する報告書は、清算参加者が金融商品取引業者の場合は、金融商品取引法第 46 条の 3 第 2 項の規定に基づく関係会社に関する報告書、登録金融機関の場合は、同法第 48 条の 2 第 2 項の規定に基づく関係会社に関する報告書、外国法人である金融商品取引業者の場合は、同法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づく関係会社に関する報告書を提出するものとする。
- 3 第 1 項第 20 号に定める事業報告書は、以下のとおりとする。
- (1) 清算参加者が商品先物取引業者の場合は、省令第 116 条に基づき作成する書類

(2) 清算参加者が商品先物取引業者以外の場合は、省令第 116 条に基づき作成する書類又は次の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

- a 金融商品取引法第 24 条に規定する有価証券報告書を作成している者  
同報告書
- b 金融商品取引法第 46 条の 3 に基づき事業報告書を作成している者(前 a に掲げる者を除く。)  
同報告書
- c 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 19 条に基づき業務報告書を作成している者(a 又は前 b に掲げる者を除く。)  
同報告書
- d 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 435 条第 2 項に基づき計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成している者(a、b 又は前 c に掲げる者を除く。)  
各事業年度に係る計算書類等
- e a から前 d までに掲げる者以外の者  
各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、その他当社が必要と認める書類

4 第 1 項第 22 号に定める月次報告書は、証券取引等清算業務に関して定める業務方法書の取扱い第 8 条第 1 項第 15 号に規定する金融商品取引法第 56 条の 2 に基づくモニタリング調査表を提出している場合は提出不要とする。

5 親会社等保証を受けている清算参加者にあっては、業務方法書第 20 条に規定する当社が定める場合は、第 1 項各号(同項第 16 号を除く。)に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

(1) 親会社等(当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。以下本条において同じ。)が第 1 項第 3 号、第 4 号、第 14 号、第 16 号、第 19 号又は第 20 号のいずれかに該当することとなったとき。この場合において、第 16 号中「純資産額が 10 億円(他社清算参加者である場合は 200 億円)を下回ることとなったとき」とあるのは「純資産額が 200 億円を下回ることとなったとき」と読み替えるものとする。

(2) 親会社等がすべての事業を休止し、又は再開したとき。

(過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査に対する報告方法)

第 8 条 業務方法書第 22 条第 1 項及び第 3 項に規定する報告は、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(商品取引清算資格の喪失申請)

第 9 条 業務方法書第 23 条に規定する商品取引清算資格の喪失申請は、商品取引清算資格の喪失申請者が次の各号に掲げる事項を記載した所定の商品取引清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 喪失しようとする商品取引清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別
  - (2) 商号又は名称(英文の商号又は名称を含む。)
  - (3) 本店又は主たる事務所の所在地
  - (4) 代表者名
  - (5) 商品取引清算資格の喪失申請理由
- 2 前項の商品取引清算資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 商品取引清算資格の喪失に係る日程表
  - (2) その他当社が必要と認める書類  
(措置の対象とする取引証拠金)
- 第 10 条 業務方法書第 32 条第 1 項に規定する当社が定める取引証拠金は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 12 条の 2 第 1 項（同条第 3 項によるもののうち業務方法書第 53 条第 2 号及び第 54 条第 2 号に規定する区分口座に係るもの）を除く。）及び商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 22 条第 2 号に掲げる取引証拠金とする。
- 2 業務方法書第 32 条第 2 項に規定する当社が定める取引証拠金は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 12 条の 2 第 1 項（同条第 3 項によるもののうち業務方法書第 53 条第 2 号及び第 54 条第 2 号に規定する区分口座に係るもの）並びに商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 22 条第 2 号、第 5 号及び第 9 号に掲げる取引証拠金とする。
- （緊急停止を行う時間）

第 11 条 業務方法書第 33 条に定める当社が定める時間は、午後 1 時からその翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前 9 時までの間とする。

（連続する祝日取引実施日における指標の算出方法等）

第 11 条の 2 業務方法書第 33 条の 2 第 1 項に定める当社が定める指標は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第 30 条第 2 項に規定する通常市場環境下リスク相当額通算額を、清算参加者の自己分の取引証拠金預託額及び清算基金預託額の合計額で除して算出する。

- 2 業務方法書第 33 条の 2 第 1 項第 1 号に定める当社が定める判定時刻は 16 時、同項第 2 号に定める当社が期限として定める時刻は 11 時とする。
- 3 業務方法書第 33 条の 2 第 2 項に定める当社が別に定める値は 1 とする。
- 4 業務方法書第 33 条の 2 第 3 項に定める当社が定める金額は、業務方法書第 81 条第 4 項に規定する第三者による損失補償により受領する金銭のうち祝日取引実施日における決済不履行の損失の補填を目的としたものとする。

（清算受託契約）

第12条 業務方法書第44条に規定する清算受託契約は、次の各号に掲げる他社清算参加者の商品取引清算資格の種類に従い、当該各号に定める別紙様式によるものとする。

- (1) エネルギー先物等清算資格  
別紙様式2
- (2) 堂島農産物先物等清算資格  
別紙様式3
- (3) 堂島砂糖先物等清算資格  
別紙様式4
- (4) 堂島貴金属先物等清算資格  
別紙様式5

(アロケーション申告等)

第13条 清算参加者は、業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座(同第53条第1号に規定する区分口座を除く。)の一において管理する先物取引に係る未決済約定を当該区分口座のうちの他の区分口座へ移動する場合において、当該移動を行ったための申告(以下「アロケーション申告」という。)を当社に行ったうえで、当該移動又は先物取引に係る建玉の移管を行うものとする。

- 2 前項の場合において、アロケーション申告は、当該未決済約定に係る先物取引が成立した取引日の終了する日の午後6時までに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、アロケーション申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、アロケーション申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、清算参加者は、当社がその都度定める时限までにアロケーション申告を行うものとする。  
この場合において、当社は、あらかじめ当該时限を清算参加者に通知する。

(先物取引に係るクローズアウト数量等申告の申告时限)

第14条 業務方法書第55条に規定する申告(以下「クローズアウト数量等申告」という。)は、決済を行う取引日が終了する日において午後7時(現物先物取引の当月限について、納会日においては午後5時)までに行うものとする。

- 2 前項に規定する时限は、クローズアウト数量等申告を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申告を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める时限とする。この場合において、当社は、あらかじめ当該时限を清算参加者に通知する。

(帳入値段等)

第15条 業務方法書第57条に規定する当社が定める帳入値段等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。

(1) 業務方法書第3条第1号及び第2号に掲げる市場

- a 現物先物取引(次のbに掲げるものを除く。)

各計算区域の現物先物取引の約定値段(ストラテジー取引(指定市場開設者が定めるストラテジー取引をいう。以下同じ。)による約定値段を除く。以下この号において同じ。)のうち指定市場開設者が定める夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定値段とする。ただし、当該約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(取引開始日における限月取引にあっては、納会日が最も近い限月取引の帳入値段)とする。

- b 現物先物取引(納会日における当月限の取引に限る。)

納会日の日中立会における現物先物取引の加重平均値段(約定値段に約定数量(ストラテジー取引によるものを除く。以下この号において同じ。)を乗じて得た値を総約定数量で除する方法により加重平均して得た値段をいう。)とする。ただし、当該立会において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段とする。

- c 現金決済先物取引

指定市場開設者が定める個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段(ストラテジー取引によるものを除く。)とし、当該計算区域において約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(各限月取引の開始日にあっては、当該限月取引に取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段)とする。

(2) 業務方法書第3条第3号及び第4号に掲げる市場

- a 1の計算区域の午後1時45分から日中立会終了までの間(納会日における当月限にあっては、日中立会の間)における加重平均値段(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段)とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段)とする。

- b 前aの規定による帳入値段が適当でないと当社が認める場合には、次の(a)及び(b)に定めるところにより算出した値段とする。

- (a) 立会終了時において直前計算区域における帳入値段より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

- (b) 立会終了時において直前計算区域における帳入値段より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定した買注文の値段

- (3) 業務方法書第3条第5号に掲げる市場  
指定市場開設者が定める理論現物価格とする。
- (4) 業務方法書第3条第6号に掲げる市場
  - a 1の計算区域の午後1時45分から日中立会終了までの間（取引最終日における当月限にあっては、日中立会の間）における加重平均数値（指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値）とする。ただし、当該時間帯において約定数値がない場合には、同一の計算区域における最終約定数値とし、同一の計算区域に約定数値がない場合には、直前計算区域の帳入数値（当該直前区域に帳入数値が存在しない場合には、直近限月に係る帳入数値）とする。
  - b 前aの規定による帳入数値が適当でないと当社が認める場合には、次の（a）及び（b）に定めるところにより算出した数値とする。
    - (a) 立会終了時において直前計算区域における帳入数値より低い数値を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い数値を指定した売注文の数値
    - (b) 立会終了時において直前計算区域における帳入数値より高い数値を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い数値を指定した買注文の数値

（金銭の受払い）

第16条 業務方法書第62条に規定する金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 金銭を支払う清算参加者は、当社が指定する銀行及び日本銀行のうちから清算参加者が選定した銀行（以下「決済銀行」という。）に口座を設け、当該口座から当該決済銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。
- (2) 金銭を受領する清算参加者は、決済銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。
- 2 業務方法書第62条第3項に規定する当社が定める場合とは、清算参加者が当社に対して、同第53条及び同第54条に規定する区分口座ごとに申請を行い、当社が当該申請を承認した場合をいう。
- 3 業務方法書第62条第3項に規定する当社が定める金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 金銭を支払う清算参加者は、前項の規定により当社が承認した区分口座に預託されている金銭（円貨に限る。）によって、当社に対して支払うものとする。
  - (2) 金銭を受領する清算参加者は、前項の規定により当社が承認した区分口座において金銭（円貨に限る。）を受領するものとする。この場合において、当該清算参加者が受領した金銭は、当該区分口座に預託されたものとみなす。

(建玉の移管の申請時限等)

第17条 業務方法書第66条第2項及び第5項に規定する当社が定める時限は、建玉の移管を行おうとする日の午後2時30分までとする。

2 前項に規定する時限は、業務方法書第66条第2項及び第5項に規定する当社への申請を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該申請を行うことが不可能又は困難であると当社が認める場合は、当社がその都度定める時限とする。この場合においては、あらかじめ当該時限を清算参加者に通知する。

(当社が指定する通貨)

第18条 業務方法書第68条第4項に規定する当社が指定する通貨は、円貨及びアメリカ合衆国通貨とする。

2 業務方法書第68条第4項に規定する当社が定める率は、アメリカ合衆国通貨の場合は、100分の94とする。

(充用有価証券)

第19条 業務方法書第68条第5項から第7項までに定める充用有価証券に関する事項は、別表第1に定める。

(決済使用の終了)

第20条 業務方法書第75条第3項に規定する当社が定める金額は、当社が決済使用に係る清算基金の額の金銭を調達するために通常要する費用相当額を、決済使用開始日清算参加者それぞれの決済使用開始日の前日における清算基金現金所要額に応じて按分した金額とする。

(違約受渡玉に係る決済の結了のための処理及び破綻処理オーケーション)

第21条 業務方法書第76条第9項の規定に基づき違約受渡玉を対象とした破綻処理オーケーションを実施するときは、当社は、次の各号に定める方法により、違約受渡玉との間で現物先物取引に係る受渡決済を行う清算参加者(以下「被違約受渡玉参加者」という。)及び当該清算参加者の建玉(以下「被違約受渡玉」という。)を決定する。

(1) 不履行参加者の支払不能等の認定の時点において、違約受渡玉に係る現物先物取引に係る受渡決済を行う相手方となる清算参加者が決定していない場合

    違約受渡玉(両建数量(売建玉に係る受渡玉の数量と買建玉に係る受渡玉の数量が対当している数量をいう。以下同じ。)を除く。)を、その反対受渡玉を有する清算参加者の反対受渡玉の数量(両建数量を含む。)に応じて按分して割り当て、当該割当てを受けた清算参加者を被違約受渡玉参加者とし、当該割り当てられた数量に相当する当該被違約受渡玉参加者の反対受渡玉を被違約受渡玉とする。ただし、当該割り当てられた数量について、受渡単位に満たない端数が生じたときは、当該端数を四捨五入して算出した数量(当該端数を四捨五入した数量による被違約受渡玉の総

数に過不足が生じたときは、当社が被違約受渡玉の数量が違約受渡玉の数量と同一になるよう被違約受渡玉の数量を当社の抽選により調整した数量)とする。

- (2) 不履行参加者の支払不能等の認定の時点において、違約受渡玉に係る現物先物取引に係る受渡決済を行う相手方となる清算参加者が既に決定していた場合  
既に決定していた相手方となる清算参加者を被違約受渡玉参加者とし、既に受渡が決定していた当該被違約受渡玉参加者の反対受渡玉を被違約受渡玉とする。

- 2 前項の違約受渡玉の破綻処理オーケーションは、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 対象とする違約受渡玉の数量は、違約受渡玉のうち両建数量を除いた数量とする。
- (2) 入札に係る数量の単位は、違約受渡玉に係る銘柄について指定市場開設者が定める取引単位に準じた単位とする。
- (3) 入札に係る数量の売付申込値段の単位は、違約受渡玉に係る銘柄の受渡単位に準じた単位とする。
- (4) 清算参加者が破綻処理オーケーションに入札できる値段の制限については、違約受渡玉に係る受渡値段から入札可能値幅(受渡値段に 100 分の 10 を乗じて算出した数値とする。以下同じ。)を減じて得た値段を下限とし、受渡値段に入札可能値幅を加えて得た値段を上限とする。ただし、当社は、必要があると認めるときは、入札できる値段の範囲を臨時に変更することができる。
- (5) 前各号に定めるもののほか、違約受渡玉に係る破綻処理オーケーションの実施について必要な事項は、当社がその都度定める。
- 3 当社は、前項の規定に定めるところにより、破綻処理オーケーションの対象から除かれた違約受渡玉の両建数量については、当該違約受渡玉に係る受渡値段をもって転売又は買戻ししたものとして、当社が指定する日にその決済が結了したものとみなす。
- 4 違約受渡玉の破綻処理オーケーションにおいて、当該違約受渡玉を清算参加者が落札し当該破綻処理オーケーションが成立した場合、当社は、当該落札した清算参加者の違約受渡玉と第 1 項に定める被違約受渡玉参加者の被違約受渡玉の間で業務方法書に定めるところにより現物先物取引に係る受渡決済を行わせる。
- 5 違約受渡玉の破綻処理オーケーションにおいて、違約受渡玉が落札されず破綻処理オーケーションが不成立となった場合、当社は、当該違約受渡玉と第 1 項に定める被違約受渡玉参加者の被違約受渡玉が、受渡値段をもって転売又は買戻しされたものとして、当社が指定する日にその決済が結了したものとみなす。
- 6 前項による決済の結了の処理が行われた場合、被違約受渡玉参加者は、当該決済の結了の処理が行われず、被違約受渡玉の現物先物取引に係る受渡決済が行われていた場合に本来得ることのできた便益を回復するために要した金銭(以下「再構築コスト」という。)を、当社に対して請求することができる。

- 7 前項の規定に定めるところにより、被違約受渡玉参加者が再構築コストを当社に請求する場合には、当該被違約受渡玉参加者は、再構築コストを証明するための書面を当社に提出しなければならない。
- 8 当社は、前項の規定に定めるところにより被違約受渡玉参加者が提出した書面が正当であると認める場合に限り、再構築コストを当該被違約受渡玉参加者に支払う。
- 9 前項の規定により当社が支払う再構築コストは、被違約受渡玉に係る受渡代金の 10 パーセントに相当する金額を上限とする。ただし、当社は、当社が特に必要と認めた場合に限り当該上限を加算できる。
- 10 第 6 項から前項までに定めるもののほか、再構築コストの請求及び支払いについて必要な事項は、当社がその都度定める。

(決済不履行の場合における措置の詳細)

第 22 条 業務方法書第 78 条第 1 項の規定に基づき協議を行うときは、清算参加者は、当該清算参加者の清算参加者代表者又はこれに代わる当該清算参加者を代表若しくは代理する者をして、当社との間における同条第 1 項の協議及び同条第 2 項の合意を行わせるものとする。

- 2 業務方法書第 78 条第 1 項に定める協議は、破綻処理オークションの入札結果が判明してから 24 時間の間に行う。ただし、当社が必要と認める場合には、当該期間を延長することができる。
- 3 業務方法書第 79 条第 1 項に定める期限前終了は、破綻処理オークションの結果、当社が必要と認める不履行約定に係る建玉(以下「期限前終了対象建玉」という。)及び同第 78 条第 1 項に定める協議に付された損失の処理等に賛成する破綻処理単位期間における不履行清算参加者以外の清算参加者(以下「破綻処理単位期間清算参加者」という。)の区分口座ごとに当社が次の各号に定める順序に従って割り当てる破綻処理単位期間清算参加者の清算約定に係る建玉(以下「期限前終了割当建玉」という。)について行う。
  - (1) 破綻処理単位期間清算参加者の区分口座ごとに、期限前終了対象建玉のある銘柄ごとの買建玉と売建玉をネットした建玉が、なお期限前終了対象建玉の反対の建玉となっている数量(以下「銘柄ごとネット数量」という。)を算出する。
  - (2) 期限前終了対象建玉の数量を、破綻処理単位期間清算参加者が保持する全ての区分口座について銘柄ごとネット数量を合計した数量に応じて按分し、破綻処理単位期間清算参加者ごとの割当数量とする。
  - (3) 前号による破綻処理単位期間清算参加者ごとの割当数量を、当該破綻処理単位期間清算参加者の区分口座ごとの銘柄ごとネット数量に応じて按分して割り当て、当該割当てに係る数量の建玉を期限前終了割当建玉とする。

(取引証拠金又は清算基金による損失の補填方法)

第 23 条 業務方法書第 81 条第 1 項の規定に基づき、商品取引清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第 1 号に定める取引証拠金をもって補填する場合には、当該取

引証拠金を、各商品取引清算資格の種類ごとの取引証拠金所要額(当該不履行が発生した日(以下「不履行発生日」という。)の前日における当該不履行清算参加者(業務方法書第76条第1項に規定する「不履行清算参加者」をいう。以下同じ。)の各商品取引清算資格の種類ごとの自己の計算による建玉に基づき商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則に定めるところに準じて算出した取引証拠金所要額をいう。)に応じて按分して、これを行うものとする。

- 2 前項の規定は、業務方法書第81条第1項第2号に定める取引証拠金をもって補填する場合について準用する。この場合において、「自己の計算による建玉」とあるのは「建玉(自己の計算によるものを除く。)」と読み替えるものとする。
- 3 業務方法書第81条第1項の規定に基づき、商品取引清算資格の種類ごとに、当社が受けた損失を同項第3号に定める清算基金をもって補填する。
- 4 前3項の規定により損失を補填した後に自己分の取引証拠金等に余剰額が生じた場合、不履行清算参加者が合併した場合その他当社が必要があると認めた場合には、当社がその都度定めるところにより自己分の取引証拠金等を按分して、当社が受けた損失を補填するものとする。

(決済不履行による損失の補填に係る充用有価証券等の処分方法)

第24条 業務方法書第81条第1項に規定する充用有価証券等の処分は、不履行清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認める場合に、当社が適当と認める方法、時期、価格等により処分することにより行う。

(商品先物等決済保証準備金の積立て等)

第25条 当社は、商品先物等決済保証準備金として38億7千万円を積み立てる。

- 2 この業務方法書及び当社が行う証券取引等清算業務に関して定める業務方法書等の定めるところにより商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を商品先物等決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、38億7千万円を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、業務方法書第77条第1項又は証券取引等清算業務に関して定める業務方法書第76条の2第1項に規定する破綻処理単位期間が設定され、当該破綻処理単位期間において発生した破綻のために商品先物等決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合においては、当該破綻処理単位期間が終了した都度、前項に定める商品先物等決済保証準備金の積み立てを行う。

(清算基金による損失の補填方法)

第26条 業務方法書第81条第1項及び第2項に規定する補填は、次の各号に掲げる損失の区分に従い、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失(業務方法書第81条第1項に規定する補填し得ない損失のうち、エネルギー先物等清算資格に係るものをいう。以下同じ。)

- a エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失がエネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額総額(破綻処理単位期間清算参加者の破綻処理単位期間の開始日の前日におけるエネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額の合計額をいう。以下同じ。)を超えるとき

エネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額総額の全額をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

- b 前a以外のとき

エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の額を、破綻処理単位期間清算参加者それぞれの破綻処理単位期間の開始日の前日におけるエネルギー先物等清算資格に係る清算基金所要額(以下「清算参加者負担限度額」という。)に応じて按分した額(当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額)をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。ただし、当社がエネルギー先物等清算資格に係る破綻処理オーケーション(業務方法書第76条第8項に規定する破綻処理オーケーションをいう。以下同じ。)を実施した場合におけるエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填は、次の(a)及び(b)に掲げるエネルギー先物等清算資格に係る清算基金の順序に従い、当該(a)及び(b)に定めるところによるものとする。

- (a) 落札参加者(業務方法書第82条第2項に規定する落札参加者をいう。以下同じ。)を除く破綻処理単位期間清算参加者が当社に預託しているエネルギー先物等清算資格に係る清算基金

エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の額を、落札参加者を除く破綻処理単位期間清算参加者それぞれの清算参加者負担限度額に応じて按分した額(当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額)をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

- (b) 落札参加者が当社に預託しているエネルギー先物等清算資格に係る清算基金  
エネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の額から前(a)に定める額の合計額を控除した残額を、落札参加者それぞれの清算参加者負担限度額に応じて按分した額(当該額が当該清算参加者負担限度額を超える場合には、当該清算参加者負担限度額)をもってエネルギー先物等清算資格に係る未補填損失の補填に充てる。

- (2) 堂島農産物先物等清算資格に係る未補填損失(業務方法書第82条第1項に規定する補填し得ない損失のうち、堂島農産物先物等清算資格に係るもの)をいう。)  
前号の規定を準用する。この場合において、同号中「エネルギー先物等清算資格」とあるのは「堂島農産物先物等清算資格」と読み替えるものとする。
- (3) 堂島砂糖先物等清算資格に係る未補填損失(業務方法書第82条第1項に規定する補填し得ない損失のうち、堂島砂糖先物等清算資格に係るもの)をいう。)

第1号の規定を準用する。この場合において、同号中「エネルギー先物等清算資格」とあるのは「堂島砂糖先物等清算資格」と読み替えるものとする。

- (4) 堂島貴金属先物等清算資格に係る未補填損失（業務方法書第82条第1項に規定する補填し得ない損失のうち、堂島貴金属先物等清算資格に係るもの）

第1号の規定を準用する。この場合において、同号中「エネルギー先物等清算資格」とあるのは「堂島貴金属先物等清算資格」と読み替えるものとする。

(特別清算料の徴収による損失の補填)

第27条 業務方法書第83条第2項の規定に基づき、同項の超過額を商品取引清算資格の種類ごとに破綻処理単位期間清算参加者に按分する場合には、当該超過額を商品取引清算資格の種類ごとの補填し得ない損失額に応じて按分し、さらに、当該按分した額を、破綻処理単位期間清算参加者それぞれの破綻処理単位期間の開始日の前日における当該商品取引清算資格に係る清算基金所要額に応じて按分することによるものとする。

- 2 業務方法書第83条第4項の規定に基づき、同項の超過額を商品取引清算資格の種類ごとに破綻処理単位期間清算参加者に按分する場合には、当該超過額を商品取引清算資格の種類ごとの補填し得ない損失額に応じて按分し、さらに、当該按分した額を、破綻処理単位期間において発生した破綻のそれについて同条第5項に規定する支払不能等を認定した日から当該支払不能等の認定に係る処理が完了した日までの期間(以下「処分期間」という。)における破綻処理単位期間清算参加者の全ての区分口座における先物取引に係る差金より当社が都度定める差金代金相当額の受け取るべき額の総額から支払うべき額の総額を控除した額(ただし、当該額が正の場合に限る。)に応じて按分することによるものとする。
- 3 清算参加者が合併した場合その他当社が必要があると認めた場合には、当社がその都度定める金額を前2項の当該商品取引清算資格に係る清算基金所要額とする。

(当社が委任する事務)

第28条 当社は、業務方法書第90条第1項の規定に基づき、指定市場開設者に対し、当該指定市場開設者が開設する商品市場における取引に係るクローズアウト数量等申告の受付等に係る事務をそれぞれ委任するものとする。

## 付 則

- 1 この規則は、令和2年7月27日から施行する。
- 2 清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、この規則の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、債務の引受けの取扱いその他必要な事項について、当社がその都度定める。

- 3 第4条に規定する清算資格取得手数料は、この改正規定施行の日にエネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格又は堂島砂糖先物等清算資格を取得する場合においては0円とする。

付 則(令和2年10月5日)

この改正規定は、令和2年10月5日から施行する。

付 則(令和3年1月12日)

この改正規定は、令和3年1月12日から施行する。

付 則(令和3年4月1日)

この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和3年4月5日)

この改正規定は、令和3年4月5日から施行する。

付 則(令和3年7月5日)

この改正規定は、令和3年7月5日から施行する。

付 則(令和3年8月10日)

この改正規定は、株式会社大阪堂島商品取引所の商号変更に係る同社の定款変更の効力が発生する日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

付 則(令和3年10月11日)

この改正規定は、令和3年10月11日から施行する。

付 則(令和4年1月11日)

この改正付則は、令和4年1月11日から施行する。

付 則(令和4年4月4日)

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付 則(令和4年7月4日)

この改正規定は、令和4年7月4日から施行する。

付 則(令和4年9月21日)

この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。

付 則(令和4年10月11日)

この改正規定は、令和4年10月11日から施行する。

付 則(令和4年12月12日)

この改正規定は、令和4年12月12日から施行する。

付 則(令和5年3月6日)

この改正規定は、令和5年3月6日から施行する。

付 則(令和5年3月27日)

- 1 この改正規定は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 第4条に規定する清算資格取得手数料は、この改正規定施行の日以降当分の間、既に他の商品取引清算資格を有する清算参加者が堂島貴金属先物等清算資格を取得する場合においては0円とする。

付 則(令和5年6月12日)

この改正規定は、令和5年6月12日から施行する。

付 則(令和5年9月11日)

この改正規定は、令和5年9月11日から施行する。

付 則(令和5年12月11日)

この改正規定は、令和5年12月11日から施行する。

付 則(令和6年8月13日)

- 1 この改正規定は、令和6年8月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年8月13日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 第4条に規定する清算資格取得手数料は、既に他の商品取引清算資格を有する清算参加者が、この改正規定施行の日に堂島農産物先物等清算資格を取得する場合においては0円とする。

付 則(令和6年11月5日)

- 1 この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適當でないと当社が認める場合には、令和6年1月5日以後の当社が定める日から施行する。

付 則(令和6年12月25日)

この改正規定は、令和6年12月25日から施行する。

付 則(令和7年9月16日)

この改正規定は、令和7年9月16日から施行する。

#### 別表第1

充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表

- 1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適當と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乘すべき率
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93 f 残存期間30年

『商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い』

		超のもの 100 分の 92
	(2) 変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99	
	(3) 物価連動国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99	
	(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 97	
売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2) 100 分の 97 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 97 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 97 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 97	

『商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い』

			100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 d 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 94 e 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 91 f 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 87
政府保証債券	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買参考統計値の うち平均値	(1) 残存期間 1 年以 内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 92
金融商品取引法施行 令第 2 条の 11 に定め る債券である円貨債 券(注 3)	売買参考統計値が 発表されていない もののうち国内の 金融商品取引所に おいて上場されて いるもの	金融商品取引所(注 1) における最終価格(注 2)	(1) 残存期間 1 年以 内のもの 100 分の 94 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの
外国国債証券	アメリカ合衆国財 務省証券	ニューヨーク市場にお ける前日の最終の気配 相場	

『商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い』

			100 分の 92 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 91 (4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 88 (5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 88 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 88
グレートブリテン および北アイルラ ンド連合王国政府 が発行する英ポン ド建債券	ロンドン市場における 前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以 内のもの 100 分の 90 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 87 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 85 (4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 82 (5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 79 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 77	
ドイツ連邦共和国 政府の発行するユ ーロ建債券	フランクフルト市場に おける前日の最終の気 配相場	(1) 残存期間 1 年以 内のもの 100 分の 92 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 90 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの	

『商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い』

			100 分の 89 (4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 86 (5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 83 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 85
	フランス共和国政 府の発行するユ ーロ建債券	パリ市場における前日 の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以 内のもの 100 分の 92 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 90 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの 100 分の 86 (5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 83 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 83
地方債証券(注 3)	日本証券業協会が 売買参考統計値を 発表するもの	当該売買参考統計値の うち平均値	(1) 残存期間 1 年以 内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99
	売買参考統計値が 発表されていない もののうち国内の 金融商品取引所に おいて上場されて	金融商品取引所(注 1) における最終価格(注 2)	(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年 超 20 年以内のもの

『商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い』

	いるもの		100 分の 96 (5) 残存期間 20 年 超 30 年以内のもの 100 分の 94 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 94
特殊債券(政府保証債券を除く。)(注 4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
社債券(新株予約権付社債券を除く。)(注 3)(注 4)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 92
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券を除く。)(注 3)(注 4)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの

『商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い』

			100 分の 90 (6) 残存期間 30 年 超のもの 100 分の 90
株券 優先出資証券 外国株預託証券 外国投資信託の受益 証券 外国投資証券 受益証券発行信託の 受益証券 外国受益証券発行信 託の受益証券	国内の金融商品取 引所に上場されて いるもの	金融商品取引所(注 1) における最終価格(注 2)	100 分の 70
投資信託の受益証券 投資証券	国内の金融商品取 引所に上場されて いるもの	金融商品取引所(注 1) における最終価格(注 2)	

(注)

1. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当社が定める順位により選択した金融商品取引所とする。
2. 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。
3. 発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。
4. 特殊債券(政府保証債券を除く。)、社債券(新株予約権付社債券を除く。)及び円貨建外国債券(金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券を除く。)については、適格格付機関(法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号)第 116 条の 3 第 2 項に規定する特定関係法人をいう。)から取得している格付が全て A 格相当以上であること等、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、当社が適当と認めるものに限る。
- 2 前項の規定における当社が定める順位は、第一順位は、当該預託日の前々日が毎年 2 月から 7 月までの間は前年 7 月から 12 までの、当該預託日の前々日が毎年 8 月から翌年 1 月までの間は 1 月から 6 月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各金融商品取引所の定める普通取引をいう。)に係るものに限る。)の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。
- 3 国債証券の預託は、日本銀行に設けられた当社名義の口座への振替により行うも

のとする。

- 4 次の各号に掲げる有価証券の預託は、保管振替機構に設けられた当社名義の口座への振替により行うものとする。
  - (1) 株券、優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び債券(国債証券及び新株予約権付社債券を除く。)
  - (2) 投資証券のうち国内の金融商品取引所に上場されているもの。
- 5 当社は、次の各号に掲げる預託有価証券に係る保管振替機構に対する報告を預託元の清算参加者に委託し、当該委託を受けた清算参加者は保管振替機構に対し当該報告を行うものとする。この場合において、当該委託を受けた清算参加者は他の者をして当該報告を行わせることができる。
  - (1) 内国法人の発行する株券に係る特別株主管理事務委託状況の報告
  - (2) 優先出資証券に係る特別優先出資者管理事務委託状況の報告
  - (3) 投資信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告
  - (4) 投資証券に係る特別投資主管理事務委託状況の報告
  - (5) 受益証券発行信託の受益証券に係る特別受益者管理事務委託状況の報告
- 6 第1項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日から、当該株券及び当該株券(当該外国株預託証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、充用有価証券から除外する。
  - (1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により金融商品取引所に株券が上場されている会社(以下「上場会社」という。)の完全子会社となる場合
  - (2) 当該株券の発行者が上場会社に吸収合併される場合
  - (3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき
- 7 前項の規定は、債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。